

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本海海難防止協会(以下「本協会」という。)定款第29条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当に相当するものであって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬を支給することができる非常勤役員は、理事会の承認を得て会長が決める。
- 3 役員報酬は、定例報酬(月俸)及び特別手当とする。
- 4 特別手当は、原則6月及び12月の2回とする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 役員定例報酬月額、常勤役員50万円以内、非常勤役員40万円以内とし、理事会の承認を得て会長が決める。

- 2 特別手当の支給対象となる在籍期間は次のとおりとし、1回の支給額は定例報酬月額の2.0ヶ月以内において会長が決める。
 - (1) 6月支給 前年12月1日から5月末日まで
 - (2) 12月支給 当年6月1日から11月末日まで

(新たに役員になった者の報酬)

第5条 新たに常勤役員になった者に支給するその月の報酬、通勤手当の額は、日割り計算とし、その方法は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数により日額を算出し、これに報酬、通勤手当の支給の開始する日からその月の末日まで、またはその初日から報酬、通勤手当の支給を停止する日までの休日以外の日数を乗じることにより行う。

(役員でなくなった者の報酬)

第6条 常勤役員が退職し、解任された場合において支給するその月の報酬、通勤手当の額は、前条の日割り計算の方法による。

2 常勤役員が死亡したときは、その月の報酬は、全額支給するものとし、その法定相続人に支払うものとする。

(報酬等の支給)

第7条 定例報酬の計算は毎月1日より末日までとし、支給日は当月の25日(その日が休日に当たるときは、その前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき全額を控除して支給する。

3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(退職慰労金)

第8条 常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に、当該役員の任期に応じて退職慰労金を支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、役員が職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任されたときは、退職慰労金は支払わないものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、別表のとおりとする。

(在職期間の計算)

第9条 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、常勤役員の任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(費用)

第10条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第11条 交通機関を利用する役員に対して、通勤手当を支給する。

2 交通機関とは、鉄道又は一般乗合自動車等をいう。

3 通勤手当は、鉄道又は一般乗合自動車等の順路による乗車区間の定期券購入に相当する額を支給する。

(公表)

第 12 条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 22 日から適用する。

附則

この規程は、平成 28 年 5 月 30 日から適用する。

別表（第 8 条第 2 項関係）

役員就任日から満 65 歳に達した最初の 3 月 31 日までの期間	在職期間 1 年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限とする。
満 65 歳に達した最初の 4 月 1 日から退任するまで期間	在職期間 1 年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額の 75/100 に相当する金額を合算して得られた額を上限とする。